

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年6月17日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 二又 知彦

1 案件概要

(1) 案件名 朝霞(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務

(2) 履行場所 東京都練馬区ほか

(3) 案件内容

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容

イの対象施設に係る計画準備、技術協力業務(実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案及び設計調整協議)

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

(ウ) 本技術協力業務(以下「本案件」という。)について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 対象施設

(ア) 陸上自衛隊朝霞駐屯地(東京都練馬区)

a 建替施設(建替後の施設)

厚生施設

構造: 3階建て

規模: 建物延べ面積 約13,800㎡

ほか58棟

b 改修施設

庁舎

構造: 地上5階/地下2階建て

規模: 建物延べ面積 約17,300㎡

ほか81棟

c 解体施設

隊舎

構造：4階建て

規模：建物延べ面積 約 7,900 m²

ほか 57 棟

(イ) 陸上自衛隊朝霞訓練場（埼玉県朝霞市）

a 建替施設（建替後の施設）

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 10,400 m²

ほか 2 棟

b 改修施設

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 4,800 m²

ほか 4 棟

c 解体施設

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 11,300 m²

ほか 4 棟

(ウ) 陸上自衛隊朝霞高射教育訓練場（埼玉県朝霞市）

a 建替施設（建替後の施設）

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 100 m²

b 改修施設

庁舎

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 970 m²

c 解体施設

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 140 m²

- (4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するもの

であり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

- (5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

本案件の規模は 7,800 万円程度（税込み）、本案件に係る建設工事（以下「本工事」という。）の規模は 700 億円以上（税込み）を想定しており、各建物の計画額等は別途通知する。

- (7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。

- (8) 本案件は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

- (9) 本工事の設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる事項の全てを満足している単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる事項の全てを満足している者によって構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 6 月 17 日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示す手続きに従い、本工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」

又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度、級別の格付けを受けていること。）。

また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。

(3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が 1,200 点以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」が 990 点以上の者を 1 者以上加え、それ以外は「建築一式工事」又は「土木一式工事」が 830 点以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」が 870 点以上のいずれかであること。

代表者以外の構成員は 9 者までの参加を認める。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員は、次に示す同種工事について、平成 21 年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、全ての構成員の出資比率が均等割の 10 分の 6 以上のものに限る。）。

ア 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者

・国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 8,200 m²以上(1 棟当たり)の新設建築工事

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員

(ア) 「建築一式工事」の 990 点以上を有する者

・国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 4,100 m²以上(1 棟当たり)の新設建築工事

(イ) 「土木一式工事」の 990 点以上を有する者

- ・国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、建物附帯土木工事

(ウ) 「建築一式工事」に係る格付を有する者（(ア)以外）

- ・国内における工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設又は改修建築工事

(エ) 「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」に係る格付を有する者（「土木一式工事」は(イ)以外）

- ・国内における工事のうち、建物附帯で、土木、電気、機械又は通信工事

ただし、いずれも国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

また、イについては、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5 職種のうち複数の職種を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請け業者として、完了した工事の実績も認める（詳細については、説明書による。）。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に専任で配置できること。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置すること。

ア 主任技術者は、一級建築士、1 級建築施工管理技士、1 級土木施工管理技士、1 級電気工事施工管理技士、1 級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

イ 監理技術者は一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

ウ 監理技術者は、平成 21 年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築工事を施工した経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。

エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

オ 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

なお、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(7) 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を本案件に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 一級建築士の資格を有する者。

ウ 配置予定管理技術者の令和 6 年 6 月 17 日現在の手持ち業務量が 5 億円未満かつ 10 件未満であること。

ただし、令和 6 年 6 月 17 日現在の手持ち業務に北関東防衛局が発注した業務で予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が 2 億 5 千万円未満かつ 5 件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、本案件の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後発契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、本案件の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

(8) 上記 1 に示した案件に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 北関東防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和 4 年度及び令和 5

年度に完成又は引渡しが完了した工事の実績がある場合には、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

また、北関東防衛局が発注した業務のうち、令和 4 年度及び令和 5 年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が 65 点以上であること。

(13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 特定建設工事共同企業体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(14) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(15) 単体、特定建設工事共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員は、情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

また、業務従事者又は親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。

(16) 本工事において、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の 20%を超えていること。

ア 地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合

イ 地元企業を下請先に採用する発注予定工事費の割合

ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（東京都又は埼玉県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

地元企業とは、東京都又は埼玉県内に本店の登記がある企業（以下同じ。）をいう。

なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請等発注予定率に達しなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の(ア)から(イ)の対応とする。

(ア) 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。

(イ) 努力不十分により、申請した下請等発注予定率に満たないと判断さ

れた場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。

- (ウ) 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本工事は、陸上自衛隊朝霞駐屯地において計画されている施設の最適化事業として、多数の施設の建替え、改修及び解体を短期間で実施するもので、工事の施工は主要幹線道路から工事車両の入門や、輻輳する工事を狭隘な敷地で、同時期に着実に実施する必要があるものである。

このような条件のもと、本工事の施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見を設計に反映することが必要である。

以上のことから、発注者は、高度で専門的な施工の知見等を防衛省が実施する設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を(2)アからエまでのとおり求める。

(2) 評価項目について

提出された技術提案（アからエまで）及びその他（オ、カ）について審査を行う。（詳細は説明書による。）技術提案等：160点

ア 技術協力業務の実施に関する提案：20点

イ 朝霞駐屯地は主要幹線道路に面した都心部にある陸上自衛隊の駐屯地であり、駐屯地内で建設工事を実施するにあたり、工事車両の当該道路からの入門や、狭隘な敷地かつ輻輳する工事等による制約条件を踏まえた仮設計画に関する提案：45点

ウ 朝霞駐屯地内における建設工事を実施するにあたり、多数の建物及び長期間の大規模建設工事における、コスト抑制を意識した課題と対応策に関する提案：45点

エ 朝霞駐屯地における建設工事を実施するにあたり、現地部隊及び駐屯地周辺の近隣住民に対する安全の確保に係る課題と対応策に関する提案：30点

オ 共同企業体の組成に関する評価：10点

カ 地元企業の採用に関する評価：10点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、次のアからオまでの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア (2)イ及びウの合計得点が高い者。

イ (2)エの得点が高い者。

ウ (2)オ及びカの合計得点が高い者

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、本案件についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、本工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800 (内線 2819、2443 又は 2442)

FAX 048-600-1842

メールアドレス shinseikoji-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp

5 手続等

(1) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年6月17日から同年9月6日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から18時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

- ・文書類 : PDF (1.4 形式)
- ・図面類 : PDF (1.5 形式)
- ・数量表等 : Excel (2016 形式)
- ・申請書類 : Excel (2016 形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記 4 へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記 4 の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要な CD-R（未使用に限る。）2 枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(2) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和 6 年 7 月 23 日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が 10MB を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記 4 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期限等

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限 令和 6 年 9 月 9 日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が 10MB を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記 4 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 本案件 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の 10 分の 1 以上とする。

イ 本工事 免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2 年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の 10 分の 3 以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。

ただし、本案件において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本案件に係る施工の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び技術資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 本工事に直接関連する他の建設工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4に同じ。

(11) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)から(4)までに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記5(2)及び(3)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本案件の手續に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。